

【施策評価調査】

施策名	6-2-3	男女共同参画推進条例の制定		130	施策目的 家庭、職場、地域において男女の役割意識や、これまでの固定観念を見直し、男女間の差別や不平等のない社会を築き、地域等の課題解決に対して、男女が共同して参画するまちをつくります。 その実現に向け、住民公募による 男女共同参画条例化検討委員会を設置し、男女共同参画に対する意識の高揚、定着化を図られます。
		高根沢町地域経営計画2006 該当ページ			
担当部課	教育部 生涯学習課	担当	社会教育担当		施策内容 住民や事業者が中心となった条例制定検討委員会を設立し、男女共同参画推進条例を制定します。(「高根沢町地域経営計画2006」からの抜粋)
		リーダー	横塚恵子		
環境変化	特になし。				

指標

施策の評価指標	基準値	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標：男女共同参画推進条例化検討委員会の設置	平成16年度	計画	0	0	1	1	1
	0%	実績		0	0		
指標：		計画					
		実績					
指標：		計画					
		実績					
指標：		計画					
		実績					
指標に関する特記事項							

施策に係る事業費(傘下事務事業費計)の推移	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	当初	0	0	33,000		
	決算	0	0	0		

事務事業事後評価 20年度の検証

施策傘下事務事業	事業費	活動量(アウトプット)	施策への貢献度	施策達成にどう貢献しましたか?(アウトカム)			
条例化検討委員会設置運営事業費	当初 33,000	会議、研修会等回数	C	栃木県の男女共同参画推進条例を運用することで、町の男女共同参画推進条例は制定しないこととした。			
	決算 0	/ 9回		今後の方向性(自己評価)	終了	今後の方向性(総合評価)	終了
	当初						
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	当初						
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	当初						
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	当初						
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	

施策事後評価 20年度の検証

	施策達成状況に関する評価	課題と今後の方向性
自己評価	当施策は、栃木県の男女共同参画推進条例を基本に取り組んでいくことで、町の男女共同参画推進に寄与できるものと判断した。	栃木県の男女共同参画推進条例に基づいて、町は町女団連や関係団体と連携し、男女共同参画を推進していく。 お互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、自立した個人としてその個性と能力を発揮できるよう、町民の理解を求めていく。そのために継続して啓発活動を推進していく。
総合評価	条例の制定は、目的であり手段でもあるので、制定の過程や作業において色々な人に理解を得ていくことが重要な要素と考える。 よって、後期計画策定に向け、県の条例を検証しながら、町としての方向性を見極めるとともに、プロセスを経てから制定の方向性を出すこと。	